

令和6年度 第4回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和6年度第4回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和6年7月31日(水) 14:00~14:30	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 2 下河内 昭博 3 川尻 一行 4 村上 浩司 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 8 田中 正彦 9 小原 正清		
欠席委員	なし		
出席者 総 数	出席委員 9名		
事務局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 佐山 靖裕 書 記 永村 由美		
傍 聴 者	向井 推進委員		
議 事 録 署名委員	6番 室元 委員 7番 中福 委員		
提出議題	議事  諸報告  議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第17号 非農地証明の申請について 議案第18号 事業計画変更承認の申請について  協議事項		

## 1 開 会

事務局長 御案内の時刻より少し前ですが皆様揃いましたので始めさせていただきます。只今から令和6年度第4回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者は、委員総数9名中9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立していることを御報告します。また、会議録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 今年の夏は、本当に暑いので身体には十分注意されて、休憩を十分に取ながら作業に励まれるようにしてください。本日もよろしくお祈りします。

事務局長 これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、小原会長が議長となります。小原議長よろしくお祈りします。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては、6番の室元委員と7番の中福委員の指名をお願いさせていただきます。よろしくお祈りします。なお、書記に猪垣事務局長、佐山、永村の3名の書記を指名いたします。

## 3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

永村書記 本日審議する事案について説明します。  
1つ目は、農地法第3条の許可申請について。  
2つ目は、農地法第4条の許可申請について。  
3つ目は、農地法第5条の許可申請について。  
4つ目は、非農地証明の申請について。  
5つ目は、事業計画変更承認の申請について。

議 長 日程第4の議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してもらいます。

永村書記 議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和6年7月31日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。  
番号1、譲渡人、A、住所、山口県山口市、職業、主婦。

譲受人、B、住所、広島市西区、職業、会社員。

所在地、大柿町●●字○○\_\_番\_\_の1筆、面積は、4,162 m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、譲渡人は「県外に居住し適正な管理が困難なため現在も譲受人に管理を任せていた。今回、贈与の申し出を行ったところ合意が得られたので、無償で譲り渡す。」

譲受人は「現在も当該地の草刈り等の管理を行っており、今回、親戚である譲渡人から申し出があったため無償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 関係委員の村上委員の意見を伺います。(4番、村上委員)

村上委員 写真では雑草が見えておりますが、畑も管理されており柿等も耕作されてましたので、問題ありません。

議 長 何か質問等はございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記 番号2、譲渡人、C、住所、広島市佐伯区、職業、無職。

譲受人、D、住所、東広島市八本松町、職業、会社役員。

所在地、江田島町●●\_\_丁目\_\_番\_\_の1筆、面積は603 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「遠方に居住し高齢で適正な管理が困難になり、このまま放置すると近隣に迷惑をかけることから譲渡先を探していた。今回、土地の売買について合意が得られたため有償で譲り渡す。」

譲受人は「海が見える畑で営農することを希望しており、今回、土地の売買について合意が得られたため有償で譲り受ける。所有権移転後は、野菜類や果樹、オリーブを耕作する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 関係委員の山田委員の意見を伺います。(1番、山田委員)

山田委員 譲受人の管理は、完全ではありません。隣地や道路の境目は、重機で雑木を伐根していましたが、土地の真ん中部分は、雑木が残っております。昨日も当該地を見ましたが、まだ雑木は残っていました。重機は置いたままで、これか

ら適正に管理してくれるものだと思いますので、問題ありません。

議長 何か御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記 番号3、譲渡人、E、住所、広島市東区、職業、会社員。  
譲受人、F、住所、江田島市江田島町、職業、農業兼アルバイト。  
所在地、江田島町●●\_\_丁目\_\_番\_\_、外3筆、合計面積は、1,444㎡。  
申請理由は譲渡で、譲渡人は「市外に居住し適正な管理ができなくなったため、親戚である譲受人に有償で譲り渡す。」  
譲受人は「親戚である譲渡人から申し出があり、実家は柑橘農家であることから、宅地建物を含む不動産の全てを有償で譲り受ける。」  
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 本案件は、私が関係委員なので説明します。(9番、会長)  
現地写真の奥の家が今回、譲り受けられるFさんの実家建物であり、隣接する農地で果樹を耕作していたのだと思います。私も農地パトロールで時々、見ていましたが、まさか空き家だとは思っていませんでした。私が所有する畑の隣地にある●●\_\_丁目の農地も凄く荒れており、イノシシの巣になっていたのので、所有者に連絡を取りたいと思っていたところでした。今回、受けられるFさんとEさんは、親戚で実家が柑橘農家であることから問題ありません。  
御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。以上で3条の審議を終わらして、議案第15号、農地法第4条による許可申請について事務局、お願いします。

永村書記 本案件につきましては、出席委員の中に関係者がおられますので、一時退席をお願いします。

委員	G委員、H推進委員、一時退席。
永村書記	<p>議案第15号、農地法第4条による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。</p> <p>令和6年7月31日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号1、申請人氏名、I、住所、江田島市能美町、職業、農業。 所在地、能美町●●字○○__番__、外3筆、合計面積は、727㎡。</p> <p>申請理由は「父親が所有者であった14年前に当該地に住宅等を建設した。その当時、農地法第4条の許可を受けており地目変更登記も済ませたものだと思っていた。今回、父親が亡くなり建物を含む不動産の全てを相続した際に、未登記であることが判明したため始末書を添えて申請する。」</p> <p>住宅、倉庫、庭、進入路として利用しており、本案件は追認案件となります。以上、御審議をお願いします。</p>
議長	関係委員の田中委員の意見を伺います。(8番、田中委員)
田中委員	事務局が説明したとおり間違いありません。対象の土地は、既に分筆登記されており、適正な地目へ変更されると思います。
議長	何か御質問等はありませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
委員	G委員着席
永村書記	<p>番号2、申請人氏名、J、住所、江田島市江田島町、職業、農業。 所在地、江田島町●●__丁目__番の1筆、面積は、363㎡。</p> <p>申請理由は「当該地を以前から貸し家の駐車場や進入路として利用しており、相続してから農地であることが判明した。今回、適正な地目に変更登記するため始末書を添えて申請する。」</p> <p>駐車場、庭、進入路として利用しており、本案件は追認案件となります。以上、御審議をお願いします。</p>
議長	<p>本案件につきましては、私が関係委員なので説明します。(9番、会長)</p> <p>現地確認を行ったところ、事務局が説明したとおり、進入路や駐車場として</p>

利用しており農地への復元は難しいので、地目変更は仕方ないと思います。  
御質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。以上で4条の審議を終わりました、議案第16号、農地法第5条による許可申請について事務局、お願いします。

委員 H推進委員着席

永村書記 議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。  
令和6年7月31日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、K、住所、江田島市能美町、職業、無職。

譲受人、株式会社 L 代表取締役 M、住所、福岡県北九州市、職業、会社役員。

所在地、能美町●●字○○\_\_\_番、外1筆、合計面積は、948㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で体力的に畑を耕作することが困難になり、今後、後継者もいないことから農地の将来が気になっていた。今回、譲受人を紹介されたため有償で譲り渡す。」

譲受人は「事業用太陽光発電設備用地を探していたところ、当該地を紹介された。今回、土地の売買について合意が得られたため有償で譲り受ける。」

太陽光パネル：180枚、発電容量：97.2kWの太陽光発電設備所を建設予定。

以上、本案件につきましては農振除外申請が済んでおります。御審議をお願いします。

議長 関係委員の室元委員の意見を伺います。(6番、室元委員)

室元委員 譲渡人は高齢で、適正な管理ができていなかったと言われたように、農地はかなり荒れておりました。また、その道路を挟んだ対面の土地にも太陽光発電のパネルが設置されておりました。今回の申請地の下段に綺麗な畑があったので、雨水の流れが気になる場所でしたが、問題ないと思います。

議長 何か御質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号 2、譲渡人、N、住所、広島市安佐南区、職業、無職。 譲受人、O、住所、東広島市黒瀬、職業、パート。 所在地、沖美町●●字○○__番__の 1 筆、面積は、136 m <sup>2</sup> 。 申請理由は贈与で、譲渡人は「農地法の許可申請を失念し、昭和 50 年頃から墓地として利用していた。今回、所有権移転登記を行う際、農地法の許可申請が必要なことを知ったため始末書を添えて申請する。」 譲受人は「親戚である譲渡人からの申し出があったため無償で譲り受ける。」 墓：3 基、残地についても今後、墓地として利用予定。以上、本案件の農地は、農振除外申請が済んでおり追認案件となります。御審議をお願いします。
議 長	関係委員の下河内委員の意見を伺います。(2 番、下河内委員)
下河内委員	近隣の土地も集団墓地として利用されており、当該地にも墓が建っているの で、許可することが妥当だと思います。
議 長	何か御質問等はありませんか。 無いようなので私から質問します。墓が 3 基となっておりますが、写真では 2 基しか確認できません。
下河内委員	少しわかりにくいのですが、ペットである犬の墓が建てられています。きち んと墓石もセットされており、大事にされていたんだと思います。
議 長	他に御質問等はありませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号 3、譲渡人、P、住所、江田島市沖美町、職業、農業。 譲受人、株式会社 Q 代表取締役 R、住所、江田島市江田島町、職業、会 社役員。 所在地、沖美町●●字○○__番__、外 1 筆、合計面積は、736 m <sup>2</sup> 。



申請理由は譲渡で、譲渡人は「現在は取り壊されているが、過去に工場用地として別の会社に貸し付けていた。今回、譲受人から申し出があったため始末書を添えて申請し、有償で譲り渡す。」

譲受人は「能美工場の資材置き場が手狭になることから、能美金属団地の入口付近にある当該地が便利なことから資材置き場、駐車場として使用予定。」

以上、本案件は、追認案件となります。御審議をお願いします。

議長 関係委員の下河内委員の意見を伺います。(2番、下河内委員)

下河内委員 現地写真のとおり、コンクリート敷で固められている土地なので、農地への復元は難しく工場の近くなので、仕方ないと思われます。

議長 何か御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。以上で、5条の審議を終わりにして、議案第17号、非農地証明の申請について、事務局は、説明をお願いします。

永村書記 議案第17号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和6年7月31日提出。江田島市農業員会会長 小原 正清。

番号1、申請人氏名、R、住所、江田島市沖美町。

所在地、沖美町●●字○○\_\_番\_\_、外1筆、合計面積は、1,346㎡。

申請理由は「当該地で以前は菊や米を耕作していたが、昭和40年頃から適正な管理ができていなかった。今後、農地として利用することがないことから、現況の山林への地目変更登記を行うため申請する。」

以上、御審議をお願いします。

議長 関係委員の川尻委員の意見を伺います。(3番、川尻委員)

川尻委員 先日、現地確認に行ったところ完全に山に戻っていました。非農地として問題ないと思います。

議長 何か御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号 2、申請人氏名、E、住所、広島市東区。 所在地、江田島町●●__丁目__番、外 7 筆、合計面積は、5,621 m <sup>2</sup> 。 申請理由は「先祖代々、柑橘農家を営農していたが、父親が 2011 年に亡くなってからは、会社員であるため適正な管理ができていなかった。現在は、どの農地も山林化しており今後、農地として復活も見込めないの、山林へ地目変更登記を行う。」 以上、御審議をお願いします。
議長	本案件は、私が関係委員なので説明します。(9 番、会長) 先程の 3 条の件で上がった農地の残りだと思いますが、●●__丁目の農地以外に行くこともできない場所にある農地なので、事務局も現地写真を航空写真にしたのだと思います。非農地になることについては、問題ありません。 何か御質問等はありませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。以上で、非農地証明の審議を終わりにして、議案第 18 号、事業計画変更承認の申請について、事務局は説明をお願いします。
永村書記	議案第 18 号、事業計画変更承認の申請については、申請者の都合により取下げとなります。以上で、本日の審議は全て終了しました。 続きまして日程第 5 の協議事項になります。
佐山書記	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地利用状況調査用タブレット入荷について。</li><li>・農地利用状況調査用説明会について。</li></ul>
議長	これにて今月の総会を終わります。お疲れさまでした。